

## 委託業務仕様書(案)

1. 事業名 令和8年度 国東市放課後学習塾運営委託業務

2. 事業の目的

- (1) 市内中学校3年生及び義務教育学校9年生の基礎学力及び活用力向上を支援する。
- (2) 希望するすべての生徒に対し、平等に学習できる場を提供する。

3. 名称 国東市放課後学習塾

4. 設置場所 国東市国見町伊美 国見中学校内の教室  
国東市国東町田深 国東中学校内の教室  
国東市安岐町中園 安岐中学校内の教室  
国東市武蔵町成吉 志成学園内の教室

5. 業務委託期間 令和8年5月25日から令和9年3月15日まで

6. 利用者の範囲

国東市放課後学習塾を利用することができる者は、市内中学校3年生及び義務教育学校9年生で希望する生徒（以下「利用者」という。）とする。

7. 国東市放課後学習塾に関する業務内容

市内中学校、義務教育学校及び国東市と連携し、次の業務を行うものとする。

(1) 放課後学習塾

- ① 中学校及び義務教育学校内の教室を活用した通年での放課後学習塾運営に関する業務（授業の開設、講師の派遣等）
- ② 利用者に対する学習支援に関する業務
- ③ 放課後学習塾の運営に必要な資機材の調達（学習に必要な備品・教材・OA機器等の用意等）。ただし、利用者用の机、椅子は市が用意するものを使用すること。
- ④ 学習指導方針について、学校との情報共有
- ⑤ その他、本事業の目的を達するために市長が必要と認める業務

(2) その他

- ① 受託事業者は、国東市及び国東市教育委員会との情報交換や業務の調整に努め、本業務を円滑に実施するものとする。
- ② その他市長が必要と認める業務は、事前に国東市と協議するものとする。

## 8. 施設管理に係る費用負担

放課後学習塾の運営に係る費用は国東市の負担とする。

## 9. 運營業務にあたっての基本的な考え方

- (1) 利用者の安全確保を第一とすること。
- (2) 国東市が設置する施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人等に有利にあるいは不利になるような運営をしないこと。
- (3) 国東市教育委員会や各学校との連携等により、効率的・効果的な運営を行うとともに、経費の節減にも努めること。
- (4) 利用者の学習意欲の高揚、学習の習慣化等を図るため、利用者とのコミュニケーション、相談、必要な助言等の対応を行うこと。
- (5) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (6) 管理業務において取り扱う個人情報の保護については、国東市が定める「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき徹底すること。

## 10. 運營業務等について

- (1) 開講期間 契約締結日の翌日以降から令和9年2月28日まで  
総回数 30回程度
- (2) 場 所 国東市国見町伊美 国見中学校内の教室  
国東市国東町田深 国東中学校内の教室  
国東市安岐町中園 安岐中学校内の教室  
国東市武蔵町成吉 志成学園内の教室
- (3) 対 象 者 中学校3年生及び義務教育学校9年生で希望する生徒
- (4) 受講対象者数 国見中学校 20名程度  
国東中学校 50名程度  
安岐中学校 60名程度  
志成学園 28名程度
- (5) 受講料 無料
- (6) 開催日及び実施時間
  - ① 開催日 国見中学校 毎週水曜日  
国東中学校 毎週水曜日  
安岐中学校 毎週水曜日  
志成学園 毎週水曜日
  - ② 実施時間 15:10 ~ 17:30  
クラス分け及び授業時間等については各学校と協議する。  
ただし開催日・実施時間については学校行事、長期休業期間中等によって、変更がある可能性がある。

- (7)講師の配置 講師を20名～30名程度配置する。  
各学校で、1人の講師が5～10人の生徒を担当できるよう配置する。
- (8)授業の内容 ①講師による個別指導とし、指導科目は数学、英語の2科目とする。  
②学校と連携し、利用者の幅広いニーズへ対応した指導及び支援
- (9)使用教材 テキスト教材、その他、個々の学力や希望進路に応じた適切な各種教材を用意すること。

#### 1 1. その他の業務に関すること

- (1)国東市が設定する成果目標について、検証し目標達成できるよう努めること。
- (2)国東市に提出する書類の作成等庶務経理業務
  - ①令和8年度の事業計画書の作成に関する業務
  - ②令和8年度の事業報告書の作成に関する業務
  - ③国東市との連絡調整に関する業務
  - ④その他必要な書類の作成及び報告に関する業務
- (3)災害及び事故発生時等の緊急時の対応
  - ①利用者の事故防止のための業務
  - ②災害及び事故発生に備え、緊急時の対応マニュアルの作成及び職員研修・訓練の実施に関する業務
  - ③災害及び事故発生時の避難誘導、被害拡大防止のための業務及び市を含め関係機関への連絡調整等に関する業務
  - ④感染症の発生又はまん延防止に関する業務
- (4)利用者、保護者又は住民等からの意見・要望等への対応  
利用者、保護者又は住民等からの意見・要望及び苦情等に対しては適切に対応し、必要に応じ国東市へ速やかに報告すること。
- (5)その他必要な業務  
塾運営や行事等について、関係機関等との協力・連携を図り実施すること。

#### 1 2. 保険加入について

受託事業者は、賠償責任保険等必要な保険に加入すること。

#### 1 3. その他

本仕様書に明示なき事項または業務上疑義が生じた場合は、国東市と受託事業者の協議により業務を進めるものとする。